

船舶事故調査報告書

平成28年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年7月2日 12時25分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市松島西岸 久須見鼻灯標から真方位238°730m付近 (概位 北緯34°25.5′ 東経133°48.8′)
事故の概要	引船エイヨシ丸は、はしけ第十一栄吉丸をえい航して北東進中、第十一栄吉丸が松島西岸に乗り揚げた。 第十一栄吉丸は、船底部に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月17日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 エイヨシ丸、19トン 271-24628岡山、栄吉海運株式会社 B はしけ 第十一栄吉丸、総トン数不詳 なし、栄吉海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 船底部に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南東流約3ノット(kn)、潮汐 下げ潮の初期、潮高 約265cm(水島)
事故の経過	A船は、B船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、全速力前進として約6knの対地速力で下津井瀬戸西口付近を東進中、A船引船列よりも速い同航船を左舷方に認め、先に行かせようと南寄りの針路とし、香川県坂出市櫃石島北岸に寄って東進を続けた。 A船引船列は、松島北西方沖で同航船を左舷前方に見る状況となったので、同航船の後方に続くよう左転して北東進中、南東への潮流に圧流され、B船が松島西岸に乗り揚げた。 A船引船列の喫水は、A船が船首約1.3m、船尾約2.1mであり、B船が船首約2.1m、船尾約2.6mであった。 船長Aは、本事故当時、下津井瀬戸の潮流が東流であることを知っていたが、松島北西方沖に南東流の影響があることを把握していなかった。
分析	A船引船列は、船長Aが、下津井瀬戸の潮流の状況を把握していな

	かったことから、同航船を避けて松島に接近したところ、潮流に圧流されたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船引船列の船長Aが、下津井瀬戸の潮流の状況を把握していなかったため、同航船を避けて松島に接近したところ、A船引船列が潮流に圧流され、B船が同島西岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・潮流の影響を考慮した操船を行うこと。